

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



菱野温泉 「光の氷柱と寒の灯籠」
(写真提供:菱野温泉 薬師館様)

12月
No.228

I. 税制改正大綱について	P 1
II. 食料システム法とは?	P 3
III. 源泉徴収事務の変更点	P 6
IV. 長野県宿泊税について	P 8
V. 「振込手数料の売手負担」が一律禁止へ	P 10
VI. 私の履歴書 3.2 ~ T K C 相続税システム委員と相続対策本の出版~	P 11
主要補助金一覧	P 13
事務所カレンダー・編集後記	P 14



I. 税制改正大綱について

副所長 新貝育生

1. 高市総理の方針

7月の参議院選挙で与党が大敗し、糺余曲折の末、石破総理が退陣して高市総理に代わりました。高市総理の所信表明では、強い経済の構築を目指し「責任ある積極財政」を掲げ、積極的な財政出動も厭わないとの方針のもと、補正予算も昨年を上回る規模で進めています。

その中では『AI・半導体、造船、量子、バイオ、航空・宇宙、サイバーセキュリティ等の戦略分野に対して』『大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、スタートアップ振興、研究開発、产学連携、国際標準化といった多角的な観点からの総合支援策を講ずることで、官民の積極投資を引き出します』との説明があり、関連する分野には多くの補助金や税制優遇がされるものと思います。

今回の税制改正では、上記戦略分野に対して「大胆な設備投資税制の創設の検討」を盛り込んでいるようで、設備投資額の7%を税額控除するという内容が出てきています。税額控除は実質的なキャッシュバックであり、その効果は大きいと思われます。一方で、大企業でも適用できる設備投資の税額控除減税は、複雑な許可・認可を受けた上で行う手間のかかるものが多く、「投資の規模や収益性に応じて」とあることから、一定の申請が必要になる可能性があります。できるだけ簡易に利用できるのであればありがたいのですが…

この税額控除は租税特別措置法により5年間の時限措置とされるようですが、一方で、措置法による減税が当初の目的に沿っていないのではないかとの指摘を受け、縮小が検討されている制度もあります。例えば、賃上げ税制は世の中全体の賃上げの機運を税制面から後押しする目的でしたが、人手不足を背景に、それがなかったとしても賃上げは生じていたのではないかとの指摘があります。アベノミクス以降の多くの設備投資減税も同様です（もちろんそれぞれ一定の貢献があったことは間違いないのですが）。

政策的な減税や補助金は、対象となる業種や企業にとってはありがたいものですが、内容によっては市場全体の拡大につながらず、実施した企業のみが優遇され、実施しなかった他の企業の利益を奪うだけ、もしくは将来の利益を前倒しで奪うだけで、市場のゆがみを助長することがあります。当初の目的に沿っていない措置法の見直しは必要ですが、本来中立であるべき税制には、市場を過度にゆがめるようなことはしないでいただきたいものです。

2. 物価上昇への税制の対応

今回、物価高騰に関連した改正も挙げられています。いずれも効果としてはわずかではありますが、通勤手当の非課税限度額が年末調整時に4月まで遡って拡大されることになりました。企業の食費補助についても3,500円から拡大される方向ですし、通勤用の自家用車の駐車場代を5,000円程度まで非課税とすることも検討されています。

通勤手当の非課税枠などはガソリンの価格が100円/L以下の時代に設定されたものであり、食費補助も昭和から長らく変わらず維持されてきていることを踏まえると、現状に沿わないことは明らかです。それぞれ細かい改正の積み重ねになりますが、企業としても福利厚生の幅が広がるのではと思います。

また、ガソリン税の暫定税率が年末で廃止となり、併せて軽油税についても来年4月から実施されることになり、国民民主党の長年主張してきた政策が実った形ですが、少数与党の政権になった影響がこのようなところにも出てきているのではと思います。

価格が高騰している住宅取得費に関連して、住宅ローン控除を延長する方向で検討が進んでいます。住宅ローン控除は住宅取得者にとって大きな恩恵がある制度ですが、低金利化による逆ザヤ問題や、省エネ住宅へのシフトを受けて、控除期間を延長する代わりに控除率を下げる、対象を省エネ住宅に限定するなどの改正を経て縮小されてきました。措置法の期限を迎える中で、増加している単身世帯に配慮した対象面積の下限を特例で40m²まで下げる対応や、中古住宅の範囲を広げる措置など、取得しやすい環境へ一定の配慮がされているようです。

3. 給付付き税額控除の可能性

今回、物価高対策の方向性としてもう一つ、給付付き税額控除の検討が挙げられています。この考え方は以前からあり、民主党政権時に提言され、制度や問題点について一定の議論が行われたものの、実現には至りませんでした。

給付付き税額控除のメリットは中・低所得者の税負担を減らすだけでなく、所得が低く税負担軽減の効果が及びにくい層にも給付により最低限の生活費を保証できる点にあります。物価高で所得の低い人ほど苦しんでいる現状に沿った解決策の一つとされ、消費税の逆進性対策としても有効とされています。

一方、問題点として対象となる国民の所得や状況を網羅的に把握する仕組みが日本にないことです。アメリカなどでは、所得や扶養者を正確に申告しないなどによる不正受給が後を絶たず、制度的な問題点として残っています。

日本で導入するにあたっては、正確な所得や生活環境の把握のため、マイナンバーカードの普及率向上と、給付・引落しに使用する銀行口座との確実な紐づけなどが必要です。しかし、マイナンバーカードの普及率がいまだ80%を下回る現状では難しく、まずは制度設計とインフラ整備に着手するところからですが、導入は相当先のように思われます。

すでに導入している諸外国では、例えばイギリスでユニバーサル・クレジットという制度が挙げられます。これは、所得の把握に基づき税額控除だけでなく給付金なども包括的に管理されているそうです。日本でも同様の仕組みが導入されれば、所得税は国に申告し、国民健康保険や児童手当は市区町村に申請するといった、現在の煩雑な手続きが大幅に簡素化される可能性があります。

(副所長：新貝育生)



II. 食料システム法とは？

食料システム法は、日本の食料・農業政策の根幹である「食料・農業・農村基本法」の改正を受けて制定された法律です。食料安全保障の確保を図る観点から、単なる流通の効率化に留まらず、**食品取引の適正化と食品産業の持続的な発展**という二つの柱を推進し、食料の持続的な供給を実現することを目指しています。（正式名称：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）

1. 合理的な費用を考慮した価格形成（令和8年4月1日より開始）

今回の改正ポイント

- ・食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る**努力義務**が課されます。
- ・努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が**判断基準**を定め、これに基づき、大臣による**指導・助言等**の措置が講じられます。
- ・農林水産大臣が**指定した品目**について、大臣が認定した団体が**コスト指標を作成**します。
- ・こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、**コスト割れを抑止**することが目的です。

【注目ポイント① 事業者の努力義務】

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ・持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める自由を示して、協議の申し出がされた場合、**誠実に協議**
- ・商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組みの提案があった場合の**検討・協力**

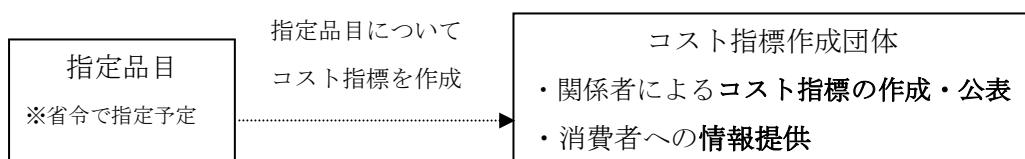
取引当事者間で**努力義務**を通じ
実質的かつ**誠実な協議等**を促進

注）努力義務を踏まえた事業者の行動規範（判断基準）については、今後省令で具体化予定

農林水産大臣が、「食品等取引実態調査」を実施。
必要に応じて、**指導・助言または勧告・公表**

【注目ポイント② コスト指標の作成・活用】

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。



【取組が不十分な場合のイメージ】

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の対象となります。

- ・コスト上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する。
- ・補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う。
- ・消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める。
- ・商習慣の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない。

2. 食品産業の持続的な発展 新たな計画認定制度（令和7年10月1日より開始）

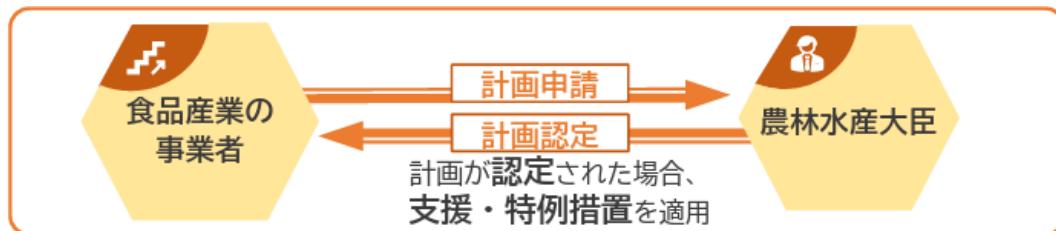
今回の改正ポイント

- ・食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ・こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ることが目的です。

(1) 制度の対象とスキーム

①食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者が対象となります。

②以下の4つの内いずれかの取組を行う計画が認定対象です。



取組	事例
生産者との安定的な取引関係の確立	<ul style="list-style-type: none">・新たな産地との原材料調達に関する契約の締結・農林漁業者への出資
流通の合理化	<ul style="list-style-type: none">・労働生産性向上のための設備の導入・新規需要先開拓のための新たな事業所の整備
環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none">・食品製造過程における食品ロスの削減・食品廃棄物の利用活用
消費者に選ばれるための情報提供	<ul style="list-style-type: none">・製品のサステイナビリティ情報の消費者への発信・食品コスト構造の見える化

※上記の取組のための技術の研究開発や事業再編も、認定の対象となります。

【取組事例】

- ・資源環境に対応した食品容器包装の開発（研究開発）
- ・地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）

(2) 認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

農林水産大臣の計画認定を受けた場合、金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置を受けることが可能です。

項目	主な内容	備考
金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（食品等持続的供給促進資金）	設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能
	日本政策金融公庫による海外展開支援	海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能
税制支援	中小企業経営強化税制	設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能
	カーボンニュートラル投資促進税制	脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5~14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能
	事業再編時の登録免許税軽減措置	合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能
その他	農研機構による設備等の共有等	技術研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することができる
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能

食料システム法の計画認定制度は既に令和7年10月より受付を開始しております。また、価格形成に関する制度は令和8年4月より開始となり、これで完全に施行されます。（食品等取引実態調査は令和7年10月より開始）

食品産業の持続的な発展と安定した価格形成に向けた支援制度を活用してみてはいかがでしょうか。

参考資料：農林水産省HP <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>

（担当：監査部第3課）



III. 源泉徴収事務の変更点

令和7年の年末調整では改正点が多数ありましたが、令和8年の源泉徴収事務においても令和7年から創設された特定親族特別控除によって扶養親族等の数の算定方法が変更となるなど、令和8年分の給与の源泉徴収事務にも変更点があります。開始にあたり確認事項をご案内します。

《留意事項》

- ① 給与の支払いを受ける人から提出を受ける扶養控除等申告書に、源泉控除対象親族の記載が正しく行われているか確認してください。 ⇒以下1を参照
- ② 新たな源泉徴収税額表に基づき、源泉徴収事務を行ってください。
⇒以下2・3を参照

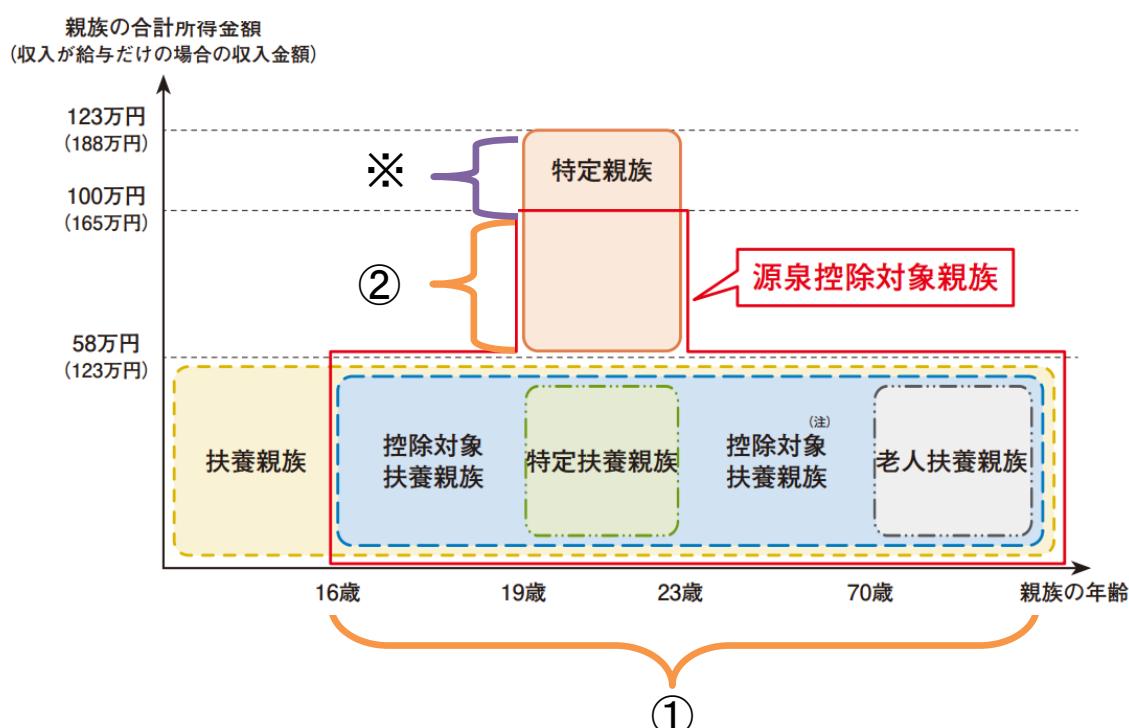
1. 扶養控除等申告書の記載事項の変更

「特定親族特別控除」の創設に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

【源泉控除対象親族】とは

- ① 控除対象扶養親族（下図①）
 - ② 所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で、合計所得が58万円超100万円以下の人（下図②）
- ※ 特定親族のうち合計所得が100万円を超える場合は源泉控除対象外の親族となるほか、扶養親族ではないため障害者控除は適用できません。

【参考：親族の範囲】 図：国税庁HP引用



2. 扶養親族等の数の算定方法の変更

毎月の給与計算時に控除される源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、給与の支払いを受ける人から提出を受けた扶養控除等申告書に記載された扶養親族等の数によって異なります。

【令和7年分まで】

「源泉控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定

【令和8年以後】

「源泉控除対象配偶者」「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定

3. 源泉徴収税額表の改正

「源泉徴収税額表」が改正されました。

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

年末調整が終わると、すぐ令和8年の源泉徴収事務が発生します。給与計算等のご担当者様は、年末調整と同時に令和8年の扶養控除等申告書の確認を行うなど早めの対応をお勧めします。

4. 「退職所得の源泉徴収票」の提出範囲の変更

退職手当等を支払ったすべての方について作成し交付する「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票（以下退職所得の源泉徴収票等）」ですが、税務署と市区町村へ提出しなければならないのは受給者が法人の役員の場合に限られていましたが、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等についてはすべての受給者について、退職所得の源泉徴収票等を税務署と市区町村へ提出しなければなりません。

退職所得の源泉徴収票等 提出範囲		
支払日	令和7年12月31日まで	令和8年1月1日以後
受給者	税務署・市区町村	税務署・市区町村
法人の役員	提出義務あり	提出義務あり
法人の役員以外	提出不要	

上記提出範囲に該当する退職所得の源泉徴収票等は、退職後1か月以内に支払者の所轄税務署および支払った年の1月1日現在の受給者の住所地の市区町村にそれぞれ1枚ずつ提出しなければなりません（税務署へ提出するものは、その年中に退職した受給者分を取りまとめて翌年の1月31日までに提出しても差し支えありません）。

全ての受給者について提出範囲が広がったことによって提出作業が増加することが見込まれますのでご注意ください。

参考：国税庁HP 「「退職所得の源泉徴収票」の提出範囲と提出枚数等」

（担当：監査部第2課）



IV. 長野県宿泊税について

長野県では、令和8年6月1日から「宿泊税」が導入されます。宿泊業を営まれている事業者様には、多大な影響が出ることが予想されます。そこで、施行予定の制度概要などを伝えいたします。

1. 税制度の概要

名称	長野県宿泊税
課税対象となる行為	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% (制度開始5年間は0.5%加算、電子申告した場合は更に0.5%加算)
税率・税額	定額制300円（ただし、制度開始3年間は200円）
免税点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）の場合徴収しない
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (※学校、施設の長が証明するものに限る)
租税調整	市町村において同種の課税を行う場合は、税率を1/2（県税額が300円の場合は150円、県税額が200円の場合は100円）まで引下げ

参考：(長野県HP)

2. 市町村の独自課税

長野県宿泊税では、市町村が独自課税を行うことを認めており、松本市、軽井沢町、白馬村、阿智村、野沢温泉村の5市町村が独自課税を導入する予定です。

以下、いくつかの市町村を例にとって掲載いたします。

松本市

税制の概要

免税点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）
課税免除	幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 ※学校、施設の長が証明するものに限る
税額	定額制150円（開始3年間は100円）

参考：(松本市HP)

軽井沢町

税制の概要

免税点	6,000 円未満の宿泊料金（素泊まり）
課税免除	幼稚園、小学校～大学の教育活動や研究活動として宿泊する場合 保育所等の施設が主催する行事として宿泊する場合 ※いずれの場合も学校や施設の長による証明書の提出が必要です。

税額（県宿泊税 100 円を含む）

宿泊料金	税額（R8.6.1～R11.5.31迄）	税額（R11.6.1 以降）
6千円～1万円未満	200 円	300 円
1万円～10万円未満	250 円	350 円
10万円以上	700 円	800 円

参考：(軽井沢町 HP)

白馬村

税制の概要

免税点	6,000 円未満の宿泊料金（素泊まり）
課税免除	・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校の幼児・学生等や引率者が教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の満 3 歳以上の幼児や引率者、施設が主催する行事として宿泊する場合 ・地方自治体が認定等を行うフリースクールの生徒や引率者がフリースクールが主催する行事として宿泊する場合

税額（県宿泊税 100 円を含む）

宿泊料金	税額（R8.6.1～R11.5.31迄）	税額（R11.6.1 以降）
6千円～2万円未満	200 円	300 円
2万円～5万円未満	400 円	500 円
5万円～10万円未満	900 円	1,000 円
10万円以上	1,900 円	2,000 円

参考：(白馬村 HP)

その他の市町村に関しては、該当自治体のホームページにてご確認ください。
本制度の施行に伴い、関係事業者の皆様には適切な事務対応が求められます。引き続き情報収集と準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

(担当：監査部第 2 課)



V. 「振込手数料の売手負担」が一律禁止へ

令和8年1月1日より、「下請法」が抜本的に改正され、新名称「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」として施行されます。

今回の改正で特に重要なポイントは、振込手数料の売手負担が、理由や双方合意の有無を問わず禁止となることです。

1. 取適法の適用基準

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る）



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）



2. これまでの慣行が禁止に

下請法の下では、書面での合意により、振込手数料を売手側が負担する運用も一定範囲で認められてきました。しかし、改正後は振込手数料を売手側に負担させた場合、合意の有無に関わらず、代金の減額行為とみなされ、取適法違反となります。

3. 違反時は「勧告」の対象となる可能性も

改正後の取引で、売手負担となる振込手数料の差し引きが確認された場合、公正取引委員会からの是正勧告の対象となり得る点にも注意が必要です。

4. インボイス対応・経理処理にも影響

今回の改正では、振込手数料の売手負担が一律禁止となるため、インボイスや経理処理の取扱いも整理されます。

従来は、振込手数料を「売手が負担」するケースが多く、取扱いが煩雑になりました。しかし、改正後は振込手数料は必ず買手負担となります。そのため、請求金額が満額支払われ、振込手数料は買手側の仕入関連費用として処理される形に統一されます。

5. まとめ

令和8年1月から、振込手数料の売手負担は一律禁止となり、合意の有無や慣行は問われなくなります。契約条項、請求書式、支払実務、消費税処理まで影響が及ぶため、早めの準備・確認と取引先との調整が重要です。取り扱いに不明点がある場合は、当事務所までご相談ください。

(担当：監査部第1課)



VI. 私の履歴書 3 2 ~TKC相続税システム委員と相続対策本の出版~

1. TKCでの消費税講師

私どもの所属する会計事務所の全国組織であるTKC全国会では、税理士事務所向けにさまざまなセミナーを開催しています。私は大原簿記学校の講師出身で、根が講師好き?なので、頼まれると断らず、若い頃から講師をいくつも務めてきました。

最初の大きな経験は、平成元年の消費税導入時における様々な講師活動でした。当時、多くの組織では消費税導入は無いだろうという風潮がありましたが、TKCでは他に先駆けて講師研修会を実施し、着実に準備を進めていました。

12月になって突如、翌年4月1日からの消費税導入が決まった際には、制度を十分に理解している税理士も少ない状況の中、資料作成に追われながら数多くの勉強会をこなしました。また、当事務所主宰のセミナーも小諸市のホテルを会場に2回開催しましたが、今でもそれは良い思い出となっています。

2. TKC相続税システムの講師

TKCでは資産税分野のシステムとして、土地評価・株式評価・相続税申告書等に対応した資産税システムを提供しています。この資産税のシステムは、さまざまな税務チェック機能が備わっており、複雑な資産税業務におけるミス防止に役立つことから大変人気があり、同種のソフトの中でも全国トップのシェアを有していると言われております。

私はこのTKC資産税システムの教材作成および普及を目的として、改正税法に対応した講師を数年にわたり務めてきました。こうした教材作成の実績が評価されたのか、その後、資産税システム委員に選出されました。

システム委員は、全国の会員から寄せられる多数のシステム改正要望について、システムエンジニア(SE)や国税OBの先生とともに、各要望にどの程度対応するか、また改正税法にどのように対応するかを数か月に一度、東京で会議を重ねながら、システム開発を進めます。

システムの開発方針を会員自らが決定するという、きわめて民主的な手順で改正が行われている点は、TKC独自の組織体制だと思います。日々パソコンとにらみ合っているSEの方々と、酒を交わしながら議論を交わした時間は、お互いに楽しい時でした。

3. 事後相続対策の共著の出版

この委員会の委員長は大阪の山本和義さんで、相続対策に関する書籍を何冊も出版されている方です。彼から、ある会議後の懇親会の席で、「この委員会でシステムの活用を促進するため、会員税理士向けに遺産分割や申告書作成、節税ノウハウの事例集を出版してはどうか」という提案があり、大いに盛り上りました。

従来の相続対策本が生前対策をテーマとしているのに対し、本書はこれまでに類のない「相続発生後の対策」をテーマとした事例集とする構想でした。

というのも、私ども税理士は通常、生前から相続対策を依頼されるケースはそれほど多くなく、実務の大半は相続開始後に申告を依頼されてから、どう節税するかを指導することが通例だからです。

また、法人税と異なり、相続税は不得意な税理士も多く、指導ミスも多い状況にありました。他の税理士が作成した申告書をチェックし、相続税額を減額し還付を受け、その一部を成功報酬とする資産税専門の会計事務所が存在するほど、相続税は複雑な税目といえます。

そこで、ミスが生じやすい項目や有効な節税対策を委員全員で出し合ったところ、約100項目にも及ぶ論点がリストアップされました。さらに、大蔵財務協会から出版できることとなり、担当者との複数回にわたる打ち合わせや校正作業を経て、平成14年に初版を刊行することができました。

私は、自社株対策、保険及び退職金のみなし相続財産、債務・葬式費用の3つのテーマを担当し、全体で約80ページほどを執筆しました。また、国税OBの故中川昌康氏の監修、国税局のチェックを受ける機会にも恵まれました。

初版本は、TKC資産対策研究会の指定教材にも採用され、発行部数は相応なものとなり、さらにTKC全国役員会で飯塚毅賞を受賞することができました。その結果、印税も相応な額となり、執筆者全員でセブ島へ旅行に行く旅費も捻出ができました。

その後もおかげさまで数年ごとに改定を重ね、第5版まで刊行することができました。出版メンバーとは、その都度の印税による旅行で沖縄、浜名湖、石垣島、再び沖縄と懇親を深めることができました。

4. 自社株対策の骨子

非上場会社の社長・会長について相続開始が発生した場合、多くのケースでは、残された奥様が亡くなるまで平均して10年以上の時間があります。そのため、まずは奥様が法定相続分である財産の2分の1または1億6,000万円の配偶者の税額軽減を活用して自社株を相続し、その後、時間をかけて対策を講じていくことが、最初の提案となります。私どもは、これを「二次相続対策」と呼んでいます。

また、日本の税制では、支配権を持つ株主については原則法の高い株価が適用される一方、支配権を持たない少数株主は配当を受ける権利が中心となるため、ほぼ額面に近い金額となる「配当還元価額」が適用されます。このように、同一株式であっても評価額が異なる、「一物二価」の仕組みとなっており、この特例を活用するための株主の区分けがポイントです。

さらに、役員退職金の支給や配当金の調整などによる株価の低減策も重要です。加えて納税資金対策としての自社株買いも有効な提案となります。

本書では、こういった合法的な節税対策を網羅的に整理しました。一方で、行き過ぎた節税については、国税当局による否認や、法律・通達の改正によって次々と封じられているのが現状です。そのため、こうした注意点や否認事例等についても、コラムとして数多く追加しました。

【主要補助金一覧】

新事業進出補助金 第2次募集	
状況	申請開始 2025年11月10日 締切 2025年12月19日
参照先	https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/
省力化投資補助金【一般型】第5回	
状況	申請開始 2026年2月上旬（予定） 締切 2026年2月下旬（予定）
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/
省力化投資補助金【カタログ型】	
状況	随時申請受付中
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/
ものづくり補助金 22次募集	
状況	申請受付中 公募締切日 2026年1月30日
参照先	https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
IT導入補助金 第8次	
状況	申請受付中 申請締切日 2026年1月7日
参照先	https://it-shien.smrj.go.jp/
小規模事業者持続化補助金【一般形 通常枠】	
状況	未定
参照先	https://r6.jizokukahojokin.info
事業承継・引継ぎ補助金 14次募集	
状況	未定
参照先	https://shoukei-maho.jokin.go.jp/

【八十二銀行と長野銀行の合併に伴う注意点】

八十二銀行と長野銀行の合併に伴い、長野銀行の口座において、店名・店番号・口座番号が変更されます。そのため、振込先が長野銀行口座となっている取引先や従業員様へ支払いを行う場合（仕入代金・家賃・給与等の振込）については、新しい振込先（銀行名・店番号・口座番号）への変更が必要となります。

つきましては、取引先や従業員様から新しい口座情報を確認のうえ、速やかに給与システム等へ登録し、情報を更新していただく必要があります。

また、八十二銀行の口座を利用している場合でも、銀行名を「八十二銀行」から「八十二長野銀行」への変更が必要となりますのでご注意下さい。（税金・公共料金・クレジットカードなど各種料金の口座振替については手続きの必要はないとのことです。）

事務所カレンダー

12月	27日(土)	(AM) 反省会 ・ (PM) 大掃除
	28日(日)～1月4日(日) 年末年始休業	
1月	5日(月)	(AM) 会議 ・ (PM) 通常業務
	13日(月)	源泉所得税・住民税(特別徴収)納付期限
	20日(火)	源泉税納期特例納付期限
	24日(土)	営業日
2月	3日(火)	会議・研修日
	14日(土)	営業日
	16日(月)	個人確定申告開始日

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議： 午前9:30～11:00頃まで ・研修： 午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させて頂きますのでご了承ください。 なお、緊急の場合はお知らせください。

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

事務所ニュース12月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

12月号の表紙は、「菱野温泉 光の氷柱と寒の灯籠」です。「常盤ヶ池」の崖に氷柱を作成し、夜は氷柱がライトアップされ、幻想的な風景をお楽しみいただけます。今シーズンの実施期間はまだ発表されておりませんが、昨年は2月～3月の間に実施されました。ご興味のある方は是非、訪れてみてください。

さて、本年の事務所ニュースも、今回が最後の発刊となりました。今年の表紙テーマは「小諸市の季節行」でした。こもろ観光局様のご協力のもと、小諸市の四季折々の行事をご紹介することができました。事務所ニュースが、皆様にとって小諸市を訪れるきっかけとなりましたら幸いです。

今年一年、エイワ税理士法人の事務所ニュースをご愛読いただきましてありがとうございます。来年も、皆様の経営や税務のお役に立てる情報を、分かりやすくお届けしてまいります。寒さが一段と厳しくなる時節ではございますが、どうぞお身体にお気をつけてお過ごしください。

